

【規約の参考例】

〇〇〇区規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本区は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 体育大会等レクリエーション活動
- (5) 地方公共団体に委任された事業等の実施
- (6) その他自治活動に必要と認められる事項

(名称)

第2条 本区は、〇〇区（以下「区」という。）と称する。

(区域)

第3条 区の区域は、中野市大字〇〇〇△△番地から△△番地までの区域とする。

(主たる事務所)

第4条 区の主たる事務所は、長野県中野市大字〇〇〇△△番地に置く。

第2章 区民

(区民)

第5条 区の区民は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(区費)

第6条 区民は、総会において別に定める区費を納入しなければならない。

(加入)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で区に加入しようとする者は、役員会に定める加入申込書を区長に提出しなければならない。ただし、口頭をもってこれに代えることができる。

2 区は、前項の加入申込があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(脱退等)

第8条 区民が次の各号のいずれかに該当する場合には脱退したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人から役員会に定める脱退届が区長に提出された場合

規約の名称については、特に制限はありません。

1. できるだけ具体的に、(1)～(6)は参考としてください

2. 現状の「〇〇区」とするのが理想的です。

3. 「別図に定める区域とする」として、地図を添付してもよいです。なお、区域は相当期間にわたって存続している現況によることとされていますので、流動的であったり、1軒1軒を単位として画したりすべきではありません。

4. 公会堂等集会施設とするのが理想的です。

6. 規約に金額を定めない方がよいでしょう。

2 区民が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 区に、次の役員を置く。

- (1) 区長 1人
- (2) 副区長 △人
- (3) 会計 △人
- (4) 書記 △人
- (5) …… △人
- (6) 監事 △人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、区民の中から選任する。

2 監事と区長、副区長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 区長は、区を代表し、区務を総括する。

2 副区長は、区長を補佐し、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、区長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、区の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4 書記は、区務を記録する。

5 ……は、……する。

6 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 区の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 区長、副区長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

9. その他の役員を置く場合は、明記すべきです。

10. その他の役員を置く場合は、その職務を明らかにしておくことが適当です。また、監事は他の役員と兼職させないことが適当です。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 区の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、区民をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、区の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後△カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 区長が必要と認めたとき。
- (2) 総区民の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第6項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は区長が招集する。

2 区長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から△日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した区民の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、区民の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した区民の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(区民の表決権)

第21条 区民は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、区民の表決権は、区民の所属する世帯の区民数分の1とする。

- (1) 役員を選任
- (2) 事業計画の決定

15. 規約の改正、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定、決算の承認は、総会で議決すべきものです。それ以外は、規約に定めて役員会に委任できます。

16. 3カ月より短いこと

17. 総会の通知は、5日前までにはしなければなりません。

21. 原則として、区民はそれぞれ1箇の表決権を有します。ただし、従来から世帯で1票として運営されてきたことを勘案して、第2項のような規定を設けることも可能です。この場合にも、規約の変更等については、同項の適用は認められません。また、世帯内の区民の表決権を剥奪することは認められません。したがって、世帯で誰か1人に表決権を委任し表決権を集中させることとなります。

- (3) 事業報告の承認
- (4) 予算の決定
- (5) 決算の承認
- (6) その他役員会において軽易と認められる事項の承認等
(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない区民は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の区民を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その区民は出席したものとみなす。
(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 区民の現在数及び出席者数（書面表決者数及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名・押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない区務の執行に関する事項
(役員会の招集等)

第26条 役員会は、区長が必要と認めるとき招集する。

- 2 区長は、役員の数分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から△日以内に役員会を招集しなければならない。

- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも△日前までに通知しなければならない。

22. 電磁的方法に該当し得るものとしては、電子メールによる送信、ウェブサイトやアプリケーションを利用した表決等があります。

構成員全員の承諾があった場合は、書面又は電磁的方法による総会開催も可能です。

23. 会議の成立と有効に議決されたことの証明となる議事録を作成しなければなりません。

24. 監事は役員会に参画しないこととするのが適当です。(出席は可能)

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、区長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「区民」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 区の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 区費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 区の資産は、区長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 区の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において△分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 区の経費は、資産を持って支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 区の事業計画及び予算は、区長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、区長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 区の事業報告及び決算は、区長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 区の会計年度は、毎年△月△日に始まり、△月△日に終わる。

29. 財産目録は、毎年作成しなければなりません。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総区民の4分の3以上の議決を得、かつ、中野市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 区は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総区民の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 区の解散のときに有する残余財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、総会において総区民の△分の△以上の議決を得て、区と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

38. 認可地縁団体が合併する場合は、新団体へ残余財産を引き継ぐため、除外します。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 区の事務所には、規約、区民名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

39. これらの書類等は必ず作成しておかなければなりません。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、△年△月△日から施行する。

(事業計画及び予算に関する規定の適用)

2 この規約による初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、総会の定めるところによる。

(会計年度に関する規定の適用)

3 この規約による初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

1. 施行日は、設立総会の日から認可の日の間とします。

2. この規約の施行前の区から事業計画及び予算は引き継ぐと思われるので、総会において、その旨の確認をしておくことが必要です。

3. 会計年度についても、2と同様です。